



# 新富士ロータリークラブ会報

SERVE TO CHANGE LIVES

— 奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために —

R I 会長 シェカール・メータ  
第2620地区ガバナー 小林聡一郎  
新富士 R.C. 会長 渡邊 勝英  
幹事 森 美城

事務所：富士市平垣本町8番1号  
例会場：ホテルグランド富士内  
TEL(0545)61-0360  
例会日時：毎月第2・3・4火曜日  
12:30～13:30



## 第1416回例会 (2022. 5. 10)



司会 和田 三郎会場監督  
ソング 「奉仕の理想」

四つのテスト唱和・本年度新富士 R C テーマ唱和  
R I テーマ唱和

### 会長挨拶

皆様こんにちは。渡邊・森年度もスタートして10ヵ月が経ちまして、いよいよ残すところ今月と来月の2ヵ月となりました。本年度もスタート



時からコロナ感染症の影響を受けまして、上半期の例会は17回のうち6回が中止となり、下半期は4月までの12回のうち4回が中止となりました。このため、残り2ヵ月の例会も当初の計画を変更して行います。

まず、今月の予定ですが、本日は和田会員による卓話を行って頂きます。そして、5月15日は本多会員に骨を折っていただき、3年ぶりの「修善寺ウォーキング例会」を実施します。5月17日は「ウォーキング例会振替休会」で、5月31日はガバナー補佐の公式訪問です。

また、関連事業として、明日5月11日に「5クラブ新旧会長幹事親睦委員長会議」が、5月14日に静岡第2グループ新旧合同会長幹事会が、そして5月21、22日に今年は私一人での参加ですが、甲府で地区大会が行われ、着々と次年度への引き継ぎが行われます。

コロナ感染症については、ゴールデンウィークでの人出の影響が心配されていますが、高齢者では3回目のワクチン接種が行われており、今後若い人へのワクチン接種が進めば、まだ油断はできませんが、残りの例会も無事行うことができ、一日も早く以前のような日常生活に戻ることを願っております。

### 出席報告

例会回数	計算会員数	出席者数	欠席者数	MU	出席率
第1416回	16	10	6		暫定62.5%

#### 《本日の欠席者》

堀井 健治君	稲葉 邦文君	久保田元久君
森 美城君	高橋 孝行君	渡邊 哲男君

### 私のスマイル

渡邊 勝英君 3年ぶりの「修善寺ウォーキング例会」楽しみです。宜しくお願いします。

和田 三郎君 職業奉仕委員委員長につき、本日卓話をさせていただきます。

川村 武君 家内の誕生日、美しいお花をありがとうございました。

潮来 克士君 コロナも収まってきたようで、人の動きも活発化してきました。このまま続くといいですね。

本多 脩身君 15日の修善寺プチ旅行、天気が気になりますが、楽しみたいと思います。

小山 哲君 連休は久しぶりに孫達と高原に行ってきました。



出席報告  
本多脩身出席委員



スマイル報告  
小山 哲親睦委員

プログラム予定

5月31日(火) ガバナー補佐公式訪問

# 私の職業紹介

## (司法書士・土地家屋調査士)

和田 三郎会員

### \*\*\* 《司法書士》 \*\*\*

#### ■制度の沿革

明治5年の太政官無号達司法職務定制により「証書人、代言人、代書人」が定められた。その後、証書人が公証人、代言人が弁護士、代書人が司法書士となった。

#### ■司法書士の会員数

全 国	22,283名 (うち女性4,112名)
静岡県	493名 (うち女性 71名)
富士支部	43名 (富士市28名、富士宮市15名)

#### ■司法書士の業務内容

- ①登記又は供託に関する手続きの代理業務
  - ・不動産登記（権利に関する登記）
  - ・商業、法人登記
  - ・工場財団、立木、船舶の登記など
  - ・供託手続き
  - ・法定相続人情報一覧図の請求
- ②裁判所、検察庁又は法務局に提出する書類の作成業務
- ③簡裁訴訟代理業務（法務大臣の認定を受けた者）
- ④成年後見人業務
- ⑤社会問題に関する活動
  - ・相談業務（常設相談室：司法書士総合相談センター）
  - ・犯罪被害者支援
  - ・消費者救済活動（多重債務、クレジット・サラ金、契約トラブル）



### \*\*\* 《土地家屋調査士》 \*\*\*

#### ■制度の沿革

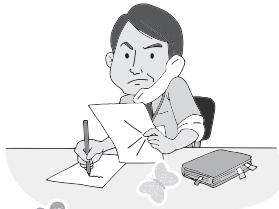
明治時代に税務署に配置されていた土地調査員制度からはじまり、昭和25年7月31日土地家屋調査士法が制定された。

#### ■土地家屋調査士の会員数

全 国	16,141名
静岡県	566名
富士支部	34名 (富士市)

#### ■土地家屋調査士の業務内容

- ①不動産の表題に関する登記につき、必要な土地又は家屋に関する調査及び測量業務。
- ②不動産の表題に関する登記の申請手続きについて代理。  
土地の表題、分筆、合筆、地目変更等の登記。建物を新築した場合における建物の表題登記、増築、取壊しの登記。
- ③筆界特定の手続きについて代理すること。



#### 【当事務所の業務内容】

- ・不動産登記（司法書士） 60%
- ・商業・法人登記（司法書士） 30%
- ・表題の登記（土地家屋調査士） 10%